二　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
三　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
四　非能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
五　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
六　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
二　麻酔・呼吸用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
三　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
四　歯科用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
五　医用電気機器
六　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
七　施設用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
八　非能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
九　非能動型植込み機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
十　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十一　再使用可能機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
十二　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十三　単回使用機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）
十四　家庭用マッサージ器、家庭用電気治療器及びその関連機器
十五　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
十六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格T〇六〇一―一の適用となるものを除く。）

○厚生労働省告示第五十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二号中「又はインフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）」を「、インフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）又はゲムシタビン塩酸塩（切除不能又は再発の乳がんの患者に投与するものに限る。）」に改める。

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栃木県矢板市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
矢板市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県高島市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県伊香郡木之本町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高島市・伊香郡木之本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。